

派遣で働くみなさん!!

派遣会社のキャリアアップ支援メニューを活用していますか?



労働者派遣法第30条の2

【第1項】

『派遣元事業主は
その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。』

【第2項】

『派遣元事業主は
その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならない。』

例えば

ビジネスマナー研修、
PCスキル研修、
営業スキル研修、
職種ごとの技能研修、
リーダー教育 など

派遣会社の
ホームページ等で
教育訓練メニューを
確認しよう!!

担当者による
キャリアコンサルティング

他にもこんなルール

◎訓練は無料で受けることができ、受講時間は労働時間として給与が支払われる。
◎少なくとも最初の3年間は毎年1回以上、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者には毎年概ね8時間以上の訓練機会の提供が必要。



チェックしなくちゃ。教育訓練。



厚生労働省 大阪労働局 需給調整事業部

当ワンポイント講座は、大阪労働局のホームページでもご覧いただくことができます。

大阪労働局需給調整事業部
マスコットキャラクター
「ハケン君」

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>